

# 生きものあふれる松本プラン

令和7年度改訂版

～生物多様性のホットスポットを未来へつなぐまち 松本～ 概要版

## 地域戦略の見直しの背景と概要について

現在、私たちが住む地球上には、多くの生きものが息づき、地球を取り巻く大気、水、土壌等様々な環境の中で互いに影響し合い、多様な生態系が形成されています。人類は、地球上の多様な生物や生態系からなる自然環境の恵みを受けて繁栄してきました。しかし、その自然環境は、地球規模で劣化が進んでおり、生物多様性の損失に歯止めをかけ回復軌道に乗せることは、今や世界共通の課題で人類の責務といえます。

世界の生物多様性ホットスポットである我が国は、平成5年（1993年）に「生物多様性に関する条約」を締結し、翌年「生物多様性国家戦略」を策定して以来、5回の見直しを経て、令和5年（2023年）に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定しました。その間の平成20年（2008年）に「生物多様性基本法」が制定され、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用」の基本原則と我々の責務が定められ、地方自治体に対しては、「生物多様性地域戦略」を策定する努力義務が規定されました。これを受けて長野県は、平成24年（2012年）に「生物多様性ながの県戦略」を策定し、日本の中のホットスポット、さらに長野県の中のホットスポットと言われる本市でも平成28年（2016年）3月に「松本市生物多様性地域戦略 生きものあふれる松本プラン」を策定しました。

地域戦略策定後、市民生きもの調査や、生きものの現状を定点観測するためモニタリング調査を継続してきました。これまで調査結果に大きな変化はないものの、市内で活動する市民団体からは生きものが減少しているとの声が寄せられています。これを踏まえて今回の改訂では、次の内容について見直しを行いました。

### 1 地域戦略の根幹は維持

令和32年（2050年）までの長期戦略であることを踏まえ、地域戦略の根幹である目標、取組方針、体系等は継続しつつ、行動計画とモニタリング指標を中心に修正しました。

### 2 現況調査の実施

生物多様性保全の取組みについて、市民団体から生物が減少しているとの声が寄せられたことから、モニタリング調査では把握できない生きものの現状を把握するための現況調査の実施に係る記載を追記しました。

### 3 生物多様性国家戦略2023-2030の内容追加

最新の生物多様性国家戦略2023-2030の内容に合わせた新たな考え方を追加しました。

### 4 特定外来生物の追加

新たに本市での生息が確認された特定外来生物を追記しました。

# 第1章 生物多様性とは

## 生物多様性の三つのレベル

全ての生きものの間には、大きさ、形、色、遺伝子などに様々な違いがあります。また、生きものたちは、食べたり、利用したり、競合したりと、互いに影響し合い、そのつながりにより全体のバランスが保たれています。

このような生きものたちの間の違いと、そのつながりを生物多様性といいます。生物多様性は、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の三つのレベルで捉えることができます。

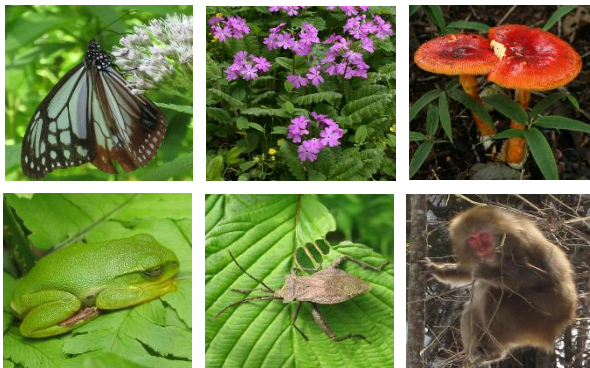
### 【生態系の多様性】

高山、草原、山地溪流、都市河川、農地等の生態系がどれだけ豊富にあるかということ。



### 【種の多様性】

哺乳類、両生類、魚類、昆虫類、植物等、生きものの中の種数がどれだけ多いかということ。

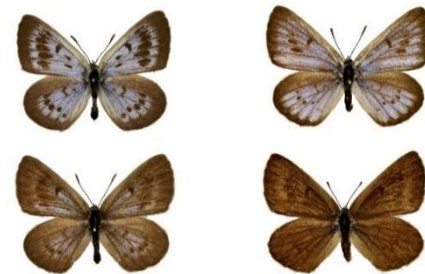


### 【遺伝子の多様性】

同じ種の生きものが、異なった遺伝子をどれくらい多く持っているかということ。

同じ種類のチョウでも地域や個体により斑紋が異なります。

ゴマシジミの斑紋の変異  
(写真提供：丸山潔氏)



○生物多様性に関する普遍的な内容であるため、記載の修正はありません。

## 生物多様性の恵み

私たち人間は、生物多様性の恵み無くして生きていくことはできません。衣・食・住、きれいな空気や水も、全て生物多様性の恵みです。また、文化やレクリエーションとも深い関係があります。

生物多様性は、私たち人間の生活、文化、更には産業や経済活動までに至る、全ての礎です。将来にわたって生物多様性の恵みを受けられることができるように、生物多様性を保全し、持続可能な方法で利用していかなければなりません。

○生物多様性に関する普遍的な内容であるため、記載の修正はありません。

# 【生物多様性の4つの恵み】

## 基盤サービス（人間が生存するための基盤）

人間が生きていくために欠かせない酸素、きれいな水、米や野菜を育む土壌等は全て植物や土壌動物や微生物等の生きもののおかげです。



## 供給サービス（生活に役立つ）

私たちの衣服、食料、住居、医薬品等の多くは、元々生きものから供給されています。生きものから新たな薬が作られたり、生きものの形や動きをヒントにして新しい素材や製品が開発されたりする可能性も秘めています。



## 文化的サービス（伝統・文化を支える）

お正月の七草がゆ、三九郎の柳の枝、端午の節句のしょうが湯、注連縄（しめなわ）といった伝統文化や、クロスズメバチ（蜂の子）・イナゴなどの郷土食、稲核菜・松本一本ねぎ・保平かぶなどの伝統野菜、みすず細工（竹細工）・野溝ほうきなどの工芸品は全て生きものを利用してしています。



## 調整サービス（安心・快適な暮らし）

森林には水源かん養、土砂災害防止、風水害防止、保健休養等の機能があります。また、街の緑は気温や湿度を調節して私たちの生活を快適にします。防風林や緑陰等は植物を利用した生活の知恵です。



○生物多様性に関する普遍的な内容であるため、記載の修正はありません。

# 第2章 松本市の生物多様性の現状

## 松本市の環境基盤

松本市は、日本のほぼ中央に位置し、2,637メートルに及ぶ標高差、火山活動、氷河・河川の浸食・堆積等により作られた複雑な地形、中央高地の特徴を持ちながらも気温や降水量などが地域によって異なる気候など多様な環境基盤を持ちます。このように複雑で多様な地形・地質や気候は、変化に富んだ生態系、豊富な生物相や遺伝的な多様性に反映されています。

## 松本市の動植物

既存の文献調査などによると、市内では植物2,933種類、動物4,036種類が確認されており、本市の生物相の豊かさを裏付けています。しかし、このうち絶滅のおそれがある種は、植物では368種（12.5パーセント）、動物では278種（6.9パーセント）にも上ります。

近年問題になっている外来生物の中でも、特に周囲の生態系への影響が懸念され特定外来生物に指定されている、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウの4種の植物とオオクチバス、ウシガエル、カダヤシ、ブルーギル、ガビチョウ、アカボシゴマダラの6種の動物が確認されています。また、2023年より、既に松本市に定着しているアメリカザリガニ、アカミミガメが条件付特定外来生物に指定されました。この2種は飼育者が多いため例外的に飼育が認められていますが、野外への放出が法律で禁止され、違反すると罰則・罰金が科されることがあります。飼育している個体は最後まで責任を持って飼育しましょう。

特定外来生物以外でも、冷水域に生息するサケ科の外来魚ブラウントラウトによる在来魚との競合・置き換わりによる河川生態系への影響も懸念されています。特に、梓川幹線水路を中心に増加が報告され、NPO法人えんどっこの調査によると鎖川、梓川、奈良井川及び犀川の各河川でも生息が確認されています。

### これまでに市内で見つかった特定外来生物



アレチウリ



オオカワヂシャ



オオキンケイギク



写真提供：環境省

ウシガエル



写真提供：環境省

オオクチバス



写真提供：環境省

ブルーギル

その他、カダヤシ（魚類）、オオハンゴンソウ（植物）の合計8種

### 新たに見つかった特定外来生物



アカボシゴマダラ



ガビチョウ

新たに見つかった2種類の特定外来生物について追加しています。

### 条件付特定外来生物

写真提供：環境省



アメリカザリガニ

写真提供：環境省



アカミミガメ

# 松本市の生物多様性を取り巻く4つの課題

## 1 開発行為など人間活動による生物多様性の損失

開発行為は、都市の発展に必要不可欠で、私たちの生活を便利にするものですが、時として生きものの生息・生育場所を失わせてしまうことがあります。人間活動による生物多様性の損失は、大量消費、住宅地の増加、車社会の発達等、私たち一人ひとりの生活と深く関わっています。

また、高山蝶、山野草等、希少な生きものが違法に捕獲・採集され、減少する問題も起こっています。

## 2 人間活動がなくなることによる生物多様性の損失

農業後継者の減少や生活様式の変化により、里地・里山の荒廃が進んでいます。耕作地が放棄されると、水路や土手も管理されなくなり、草刈りによって維持される二次草地、ため池、用水路等を生息場所としていた生きものも減少します。

里山は、かつてのように薪炭林として利用することがほとんどなくなり、管理が放棄された林では生物多様性が低下しています。松くい虫による被害の拡大、草地性の生きものの減少、ニホンジカの食害等も大きな問題です。



ニホンジカによるカラマツの皮はぎ

## 3 人間により持ち込まれたものによる生物多様性の損失

外来生物の分布が拡大し、在来の生きものと競合して生息場所を奪ったり、近縁の在来の生きものと交雑して、固有の遺伝子をかく乱したりするなどの問題が生じています。

一般に外来生物は、侵入初期はほとんど気付かれず、急激に増加・分布拡大した時点で初めて認識されますが、駆除には大変な手間と時間がかかります。

また、化学物質の利用は人間の生活に大きな利便性をもたらしますが、環境中に残留することで生態系への影響が指摘されています。河川などに流出するプラスチックについても、生態系への影響が懸念されています。

## 4 気候変動など地球環境の変化による損失

気候変動による温暖化により高山帯に生息・生育する一部の種では絶滅のリスクが増大しています。

生物多様性国家戦略2023-2030において、「人間により持ち込まれたものによる生物多様性の損失」の考え方が示された化学物質やプラスチックによる環境汚染の問題を3に、気候変動に関する生物多様性の損失についてを4に、新たに記載しています。

# 第3章 地域戦略の目標と取組方針

## 1 目標

多様な環境に育まれた、生きものあふれる豊かな自然の維持と再生

## 2 取組方針



- (1) 学習し、広める  
生物多様性の現状や課題について調査・学習し、理解を深め、正しい認識を広めます。
- (2) 想像し、考える  
正しい認識に基づくあるべき姿を想像し、具体的な取組みを考えます。
- (3) 実践し、生かす  
生物多様性を保全し、回復軌道に乗せるための具体的な取組みを実践し、生物多様性を持続可能な恵みとして生かします。

○取組方針は継続します。

# 第4章 行動計画

8つの行動計画を「取組方針」に沿って実行し、目標の達成を目指します

4-1 自然環境の保全	・生態系ネットワークの保全 ・森林利用・森林整備の推進	・生態系に配慮した事業	等
4-2 希少種の保護	・希少動植物の調査 ・希少動植物の保護・増殖	・保全活動への協力 ・天然記念物の保護	等
4-3 侵略的外来生物対策	・侵略的外来生物の現状把握 ・特定外来生物の周知	・市民協働の駆除対策 ・知識拡大のための講習会などの実施	等
4-4 野生鳥獣の管理	・狩猟者の育成と捕獲の推進 ・野生鳥獣が人里に出没しにくい環境づくり	・保護地域への侵入監視	等
4-5 生物情報の整備	・自然環境の現況調査 ・市民からの情報収集	・継続的なモニタリング調査 ・生物情報の活用	等
4-6 市民参画	・市民参加の環境調査 ・環境教育への参画	・自然観察会の実施 ・後継者の育成	等
4-7 環境学習	・環境教育の充実 ・学校林の整備・活用	・学校ビオトープの推進	等
4-8 資源としての利用	・地産地消の利用推進 ・農産物の地産地消の推進	・木質燃料の地産地消の推進 ・伝統野菜の保存・継承	等

これまでの行動計画の基本的な内容は維持しつつ、進捗管理の結果、環境審議会及び市民団体からの意見を反映し、行動計画の一部を修正しています。

# 第5章 環境ごとの重点施策

松本市を特徴付ける五つの環境において、重点的な施策を推進します。



## 1 高山

- (1)高山植物、高山蝶等の保全
- (2)野生動物対策
- (3)外来生物対策



## 2 草原

- (1)草原再生事業への協力
- (2)ニホンジカ対策



## 3 里地・里山

- (1)里山の森林整備の推進
- (2)松くい虫対策の推進
- (3)耕作放棄地の再生
- (4)環境に配慮した農業の推進



## 4 陸水

- (1)生きものに配慮した河川づくり
- (2)外来生物対策
- (3)身近な水辺の活用
- (4)安全な川遊びができる水辺の整備



## 5 市街地

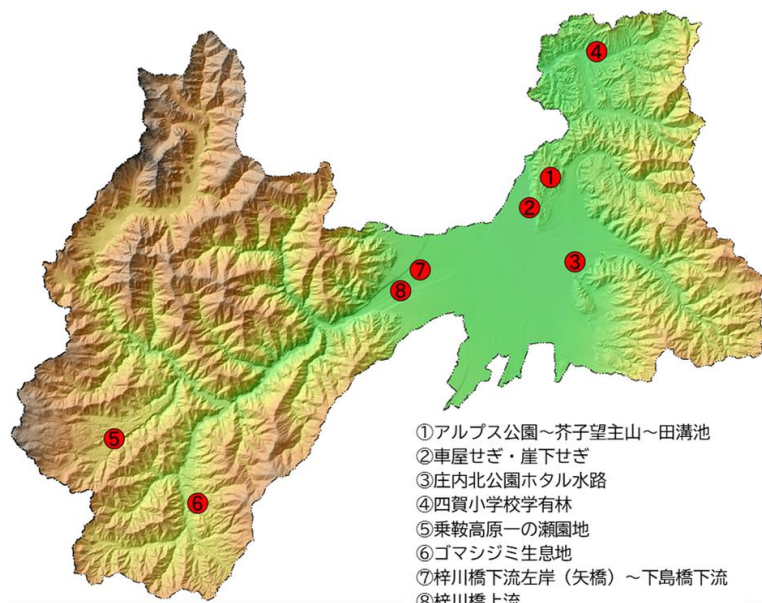
- (1)市街地におけるビオトープづくり
- (2)生態系ネットワークの形成

○環境ごとの重点施策は継続します。

# 第6章 モデル地区

本計画は、市街地から高山まであらゆる環境において生物多様性の保全に関する施策を展開するものですが、既に身近な場所で生物多様性の向上に取り組んでいる場所を重点的に取り上げ、市民が生物多様性保全の世界に足を踏み入れる入口として、8つのモデル地区を設定しました。

○今回の改訂では、モデル地区の見直しはありません。



# 第7章 推進体制

地域戦略「生きものあふれる松本プラン」では、市民が主体となり、様々な団体や関係機関と連携しながら課題に取り組むことが必要です。市民自身が学習し、想像し、実践することで生物多様性の保全に取り組んでいきます。

行動計画ごとにモニタリング指標を設定し、PDC Aサイクル（計画→実施・実行→点検・評価→見直し・改善）による進行管理を行い、目標の達成を目指します。

行動計画	指標	所管課	現況		目標値	
			年度	数値	年度	数値
1 自然環境の保全	「環境保全型農業直接支払交付金事業」の取組み面積	農政課	R6	4,310a	R12	6,465a
	中山間地直接支払制度対象面積	農政課	R6	243ha	R12	243ha
	年間の森林造成事業による施業実施面積 (ha)	森林環境課	R6	123ha	R12	120ha
2 希少種の保護	希少種保護活動への支援箇所数	環境・地域エネルギー課	R6	1か所	R12	1か所
	保存樹等の数	公園緑地課	R6	119本	R12	119本
3 侵略的外来生物対策	外来生物駆除活動への参加人数	環境・地域エネルギー課	R6	6,518人	R12	8000人
4 野生鳥獣の管理	ニホンジカの駆除頭数	森林環境課	R6	1,860頭/年	-	「松本市鳥獣被害防止計画」は3か年ごとに見直ししており、次回見直しを令和7年度に実施するため、見直し後に設定
5 生物情報の整備	モニタリング調査箇所数	環境・地域エネルギー課	R6	5か所	R12	5か所
	生物情報を活用した環境学習講座の実施	環境・地域エネルギー課	R6	1講座	R12	3講座
6 市民参画	市民参加型環境調査への延べ参加人数 (H27～)	環境・地域エネルギー課	R6	1,610人	R12	2,800人
7 環境学習	生物多様性に関する講座等の開催数	環境・地域エネルギー課	R6	112件/年	R12	150件/年
8 資源としての利用	学校給食での地物食材の使用率 (%)	学校給食課	R5※	28.4%	R12	35.0%

進行管理の結果に基づき、指標と目標値をそれぞれ修正、黄色のセルの項目は目標を新たに設定しています。

※ 重量ベースで算出していることから、令和6年度はキャベツや大根など重量が重いものの使用が多く、数値が突出して高いため、令和5年度数値を使用